

相続手続きの流れのご案内

1 相続人は誰か、財産は何がどれだけあるのか



戸籍謄本の収集と相続人調査

①相続人の確定

不動産・預金・証券等財産調査

②相続財産の把握



2 誰がどの財産をどれだけ相続するのか



全員・合意・納得・安心

①相続人全員の②相続財産の遺産分割協議書



- * 相続人全員署名、実印、印鑑証明が必要
- * スムーズな相続手続きを行うため
- * 親族間のトラブル防止



3 「遺産分割協議書」に従い分割する



相続登記・不動産の名義変更

遺産分割協議書(相続分割手続)

相続税申告・基礎控除額を超過

預金解約

連携協定先	関市	美濃市	その他
関司調会 司法書士・土地家屋調査士	31名	6名	
岐阜行政書士会 中濃支部 行政書士	27名	5名	
名古屋税理士会関支部 税理士・会計士	8名	4名	5名

注 協定先詳細は、取引店舗にお尋ね下さい。

注 詳細については、取引店舗にご確認ください。